（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

第十五条　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第十九号中「第七十一条の七から第七十一条の十まで」を「第七十七条から第八十条まで」に、「第七十一条の十二第一項」を「第八十二条第一項」に改める。

（構造改革特別区域法の一部改正）

第十六条　構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条第四項中「第七十六条」を「第九十三条」に改め、「毎事業年度」と、」の下に「同項第一号中」を、「あり、」の下に「及び」を加え、「監事又は」を「監事若しくは」に、「執行役又は」を「執行役若しくは」に改める。

（国家戦略特別区域法の一部改正）

第十七条　国家戦略特別区域法の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「第三十条の四第十五項」を「第三十条の四第十六項」に改める。

第十四条の二中「第四十六条の三第一項ただし書」を「第四十六条の六第一項ただし書」に改める。

琵琶湖の保全及び再生に関する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年九月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣総理大臣　安倍　晋三
法務大臣　上川　陽子
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久

法律第七十五号

琵琶湖の保全及び再生に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、琵琶湖が、我が国最大の湖であり、近畿圏において治水上又は利水上重要な役割を担っているのみならず、多数の固有種が存在する等豊かな生態系を有し、貴重な自然環境及び水産資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであるにもかかわらず、その総合的な保全及び再生を図ることが困難な状況にあること並びに琵琶湖の保全及び再生が我が国における湖沼の保全及び再生の先駆けとしての事例となり得ることに鑑み、琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針を定めるとともに、琵琶湖の保全及び再生に関し実施すべき施策に関する計画を策定し、その実施を推進する等の措置を講ずることにより、国民的資産である琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全及び再生を図り、もって近畿圏における住民の健康な生活環境の保持と近畿圏の健全な発展に寄与し、あわせて湖沼がもたらす恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現に資することを目的とする。

（基本方針）

第二条　主務大臣は、琵琶湖の保全及び再生に関し実施すべき施策（以下「琵琶湖保全再生施策」という。）を推進するため、琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針（以下単に「基本方針」という。）を定めなければならない。

2　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　琵琶湖の保全及び再生に関する基本的な指針

二　琵琶湖保全再生施策に関する基本的な事項

三　その他琵琶湖の保全及び再生に関する重要事項

3　基本方針は、琵琶湖の特性及び琵琶湖をめぐる状況の変化を踏まえつつ、関係地方公共団体が多様な主体の参加と協力を得て策定し、及び実施する琵琶湖保全再生施策について国が必要な支援を行うことを旨として、長期的な観点から総合的かつ効果的に琵琶湖保全再生施策の推進を図ることを基本理念として定めるものとする。

4　主務大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、関係府県の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5　主務大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6　前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（琵琶湖保全再生計画）

第三条　滋賀県は、基本方針を勘案して、琵琶湖保全再生施策に関する計画（以下「琵琶湖保全再生計画」という。）を定めることができる。

2　琵琶湖保全再生計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　計画期間

二　琵琶湖の保全及び再生に関する方針

三　琵琶湖の保全及び再生のための次に掲げる事項

イ　水質の汚濁の防止及び改善に関する事項

ロ　水源の涵養に関する事項

ハ　生態系の保全及び再生に関する事項

ニ　景観の整備及び保全に関する事項

ホ　農林水産業、観光、交通その他の産業の振興に関する事項

四　琵琶湖保全再生施策の実施に資する調査研究に関する事項

五　琵琶湖保全再生施策に取り組む主体その他琵琶湖保全再生施策の推進体制の整備に関する次に掲げる事項

イ　住民、事業者、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。第二十二条において同じ。）等の多様な主体による協働の推進に関する事項

ロ　琵琶湖保全再生施策の推進体制に関する事項

六　琵琶湖保全再生施策の実施に資する体験学習を通じた教育その他の教育の充実に関する事項

七　その他琵琶湖の保全及び再生に関し必要な事項

3　琵琶湖保全再生計画は、国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）第二条第一項に規定する国土形成計画、近畿圏整備法（昭和三十八年法律第百二十九号）第二条第二項に規定する近畿圏整備計画、湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第四条第一項に規定する湖沼水質保全計画その他の法律の規定による計画であって琵琶湖に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。